

令和6年度 介護サービス情報の公表制度について

広島県健康福祉局医療介護基盤課

1 介護サービス情報の公表制度とは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度です。
利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。

[制度の目的]

《利用者・家族に対して》
公表された情報を利用して**自ら介護サービス事業者を適切に選択**することができるための支援。

《介護サービス事業者に対して》
公表のプロセスを通じて**事業所のサービスの質の改善への取組み**を促進させる。

2 介護サービス情報の公表制度の仕組み

■事業所情報の公表までの流れ

①各事業所は、県が定める計画に基づき、毎年1回、直近の事業所情報を、県が指定した「指定情報公表センター」に報告。

②「指定情報公表センター」は事業所から報告された内容を審査。

〔※県が必要と認めた事業所については、報告された内容について、県が指定した「指定調査機関」による書面調査を実施。〕

③「指定情報公表センター」はインターネットに事業所情報を公表。

■公表される内容

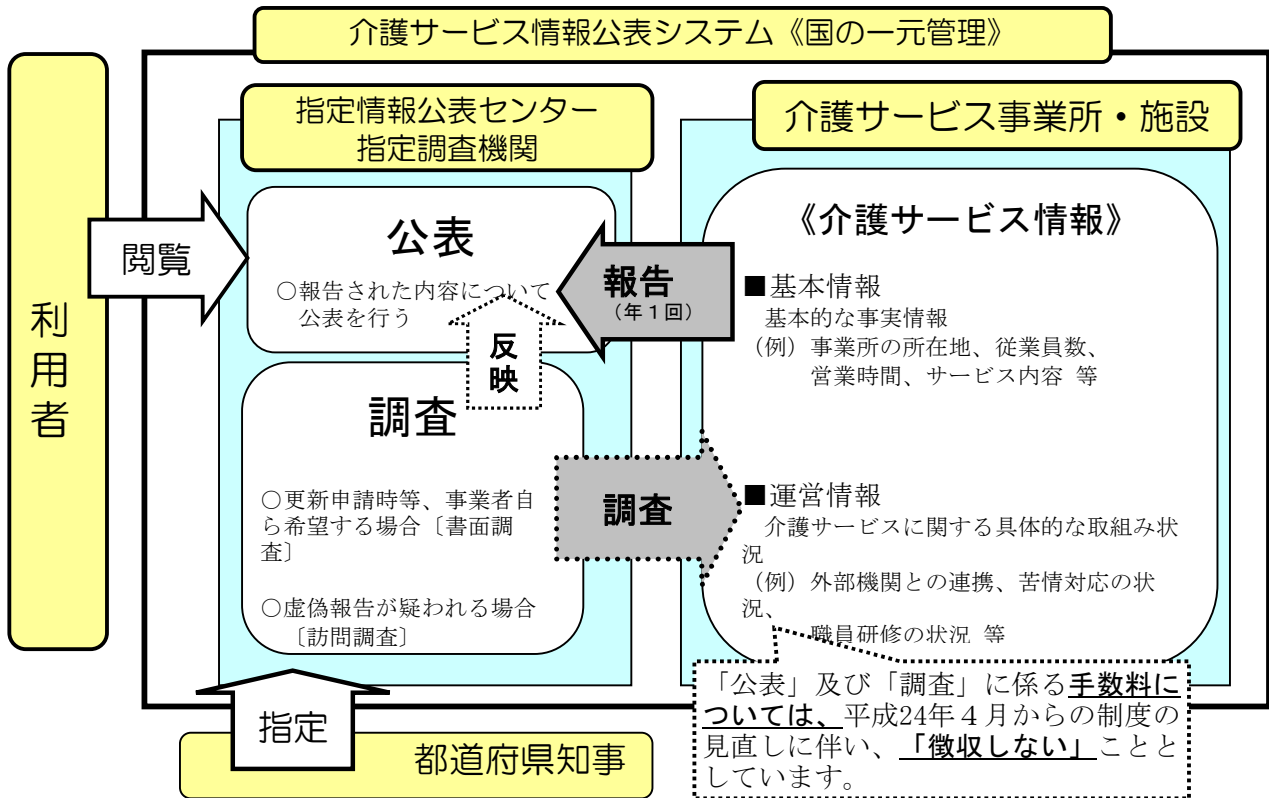
区分	内容
基本情報	事業所・法人等の名称、所在地／従業者に関するもの／提供サービスの内容／利用料 等
運営情報	利用者の権利擁護の取組／サービスの質の確保の取組／相談・苦情等への対応 等
事業所の特色	写真、動画の掲載／従業者や利用者の特色／サービス内容の特色／定員に対する空き状況等（事業所任意）

■ 書面調査の対象事業所等（県が必要と認めた事業所）

1 調査を行う事業所		調査方法
	新規指定後3年目の事業所（令和4年度に指定を行った事業所）	書面調査
	事業者自ら調査を希望する事業所	
	報告内容に虚偽が疑われる事業所	訪問調査
2 調査を行わない事業所		
外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所		
福祉サービス第三者評価を実施している事業所		

※「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針（平成24年3月27日広島県策定、平成28年4月1日最終改正）

介護サービス情報の公表制度の仕組み（イメージ図）



《「指定情報公表センター」及び「指定調査機関」》

名称：一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会

住所：〒734-0007

広島市南区皆実町一丁目6番29号

電話：082-254-9699 / F A X : 082-254-9690

メール：pequu001@hiroshima-silver.or.jp

H P : http://www.hiroshima-silver.or.jp/publication_center/

3 対象サービス

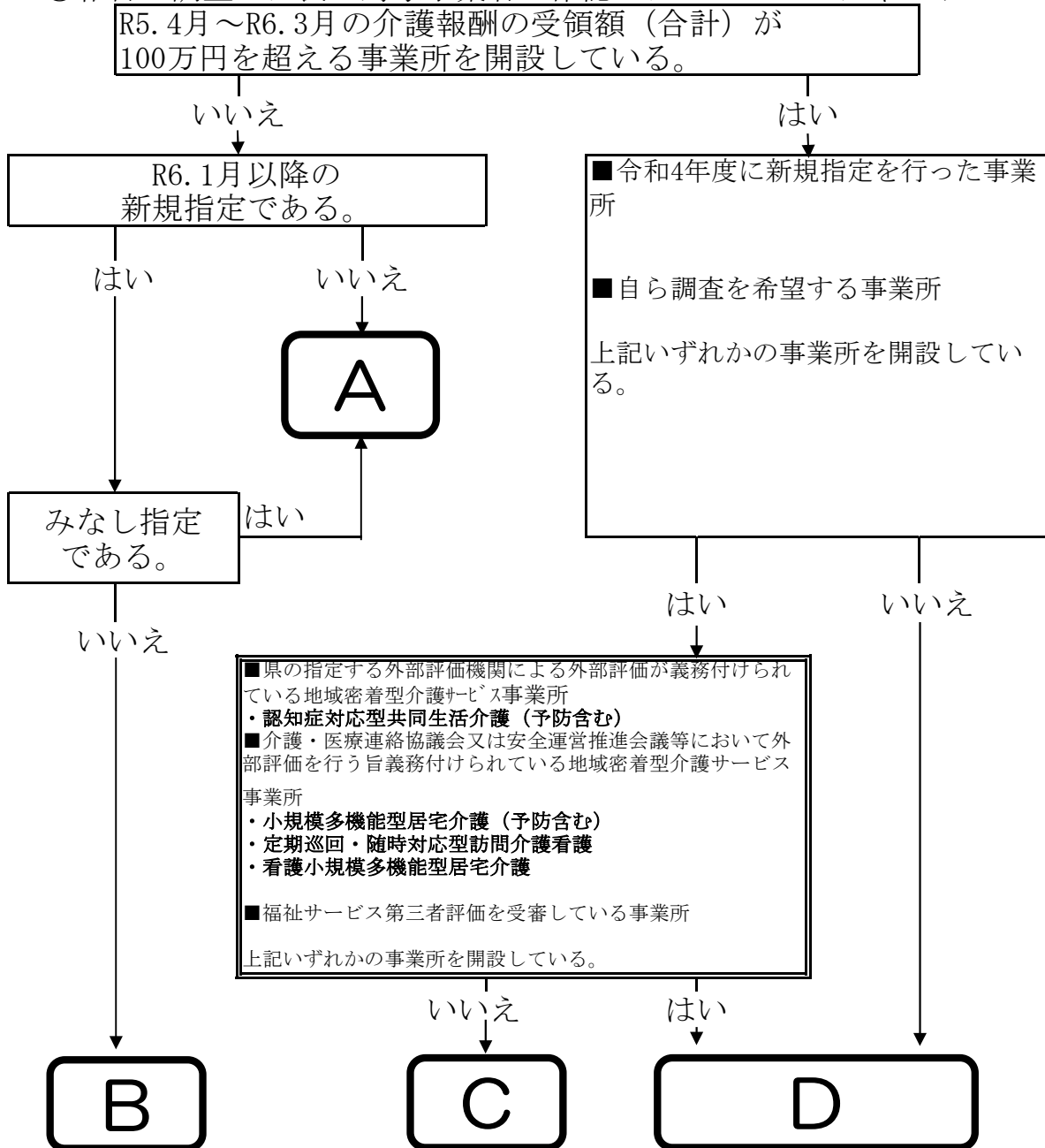
令和6年度の対象サービスは、次のとおり。

※介護予防サービスを本体サービスと一体的に運営している場合で、いずれも報告の対象である場合、一体的に報告（調査）を行います。

No	令和6年度 対象サービス
1	訪問介護
2	(介護予防) 訪問入浴介護
3	(介護予防) 訪問看護
4	(介護予防) 訪問リハビリテーション
5	通所介護
6	(介護予防) 通所リハビリテーション
7	(介護予防) 短期入所生活介護
8	(介護予防) 短期入所療養介護
9	(介護予防) 特定施設入居者生活介護 ※養護老人ホームに係るものを除く。
10	(介護予防) 福祉用具貸与
11	(介護予防) 特定福祉用具販売
12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
13	夜間対応型訪問介護
14	(介護予防) 認知症対応型通所介護
15	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
16	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
17	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※養護老人ホームに係るものを除く。
18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
19	看護小規模多機能型居宅介護
20	居宅介護支援
21	介護老人福祉施設
22	介護老人保健施設
23	介護医療院
24	地域密着型通所介護

4 対象事業者について

◎報告・調査・公表の対象事業者の確認のためのフローチャート



区分	報告・公表			調査
	基本	運営	事業所の特色	
A	—	—	—	—
B	必須	—	任意	—
C	必須	必須	任意	必須
D	必須	必須	任意	—

※「—」は、原則として報告・公表の対象外の取扱いとしていますが、事業者において実施を希望する場合は、その実施を妨げるものではありません。実施を希望する事業者は、指定情報公表センター（指定調査機関）に連絡のうえ、

■同一事業所で複数のサービスを行っている場合、それぞれのサービスについて、前頁フローチャートのA～Dの区分に応じた報告等を実施します。

※一体的に報告等ができる場合は、本体サービスと予防サービスを一体的に運営している場合で、かつどちらも報告等の対象となっている場合のみ。

※介護保険法第71条及び第72条に規定される、いわゆるみなし指定事業所でも上記フローチャートに基づいた報告等を実施します。

■前頁フローチャートに基づき、対象外であるにも関わらず県が定める計画に掲載のある場合、又は対象であるにも関わらず県の計画に掲載がない場合は、広島県地域福祉課にご連絡ください。

■調査の実施に関して、自ら調査を希望する場合、又は福祉サービス第三者評価を受審しており調査の免除を希望される場合は、別途指定調査機関までご連絡ください。

■令和6年度（～令和7年3月31日）中に、休止又は廃止（指定辞退）をする予定が決まっている場合は、指定情報公表センターまでご連絡ください。

5 報告及び調査の方法

(1) 報告の方法

○インターネット上の「報告システム」を使って各種事業所情報を提出します。

■報告システム（事業所報告用）アドレス

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/34/>

※ログインのためのID・パスワードは指定情報公表センターから通知されます。

■その他、詳細及び留意点等は、公表センターからの通知文を参照してください。

(2) 調査の方法

○運営情報で「あり」にチェックをつけた項目について、その根拠となる「確認のための材料」を指定調査機関に郵送します。

■「確認のための材料」（原本のコピー）は、指定情報公表センターから報告・調査依頼文書と一緒に発送される返信用レターバックを使って郵送します。

■その他、詳細及び留意点等は、公表センターからの通知文を参照してください。

6 公表された情報の変更について

○事業所の特色

事業所において随時更新可能です。
報告システムにログインし、更新できます。
指定情報公表センターの審査はなく、更新された情報が即時そのまま公表されます。

○上記以外の報告情報（基本情報）

報告システムにログインし、該当項目を修正し、指定情報公表センターに送信。指定情報公表センターにて修正提出後の調査票を審査後、公表。

7 問い合わせ先

■報告事務及び調査事務に関すること (報告システムに関することを含む)

(指定情報公表センター及び指定調査機関)
一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
〒734-0007
広島市南区皆実町一丁目6番29号
(財) 広島県健康福祉センター内
TEL : 082-254-9699
FAX : 082-254-9690
メール : pequu001@hiroshima-silver.or.jp
H P : <http://www.hiroshima-silver.or.jp/>

■計画及び介護サービス情報の公表制度全般に関すること

広島県 健康福祉局 医療介護基盤課(介護事業者指導グループ)
〒730-8511
広島市中区基町10-52
TEL : 082-513-3208 (ダイヤルイン)
FAX : 082-223-3572
メール : fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp
H P : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>